

タッチ決済乗車取扱規則

2026.3.25 制定

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、東急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）において、提携する事業者が運用するサーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を利用し、旅客が所有する識別番号が記録された決済媒体を組み合わせた電子式証票の入出場情報による乗車（以下「タッチ決済乗車」といいます。）に関する利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

(適用範囲)

- 第2条** タッチ決済乗車による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。
- この規則が改定された場合、改定日以降のタッチ決済乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。
 - この規則およびこれに基づいて定められた事項は、旅客の利益に適合するときは、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において変更できるものとします。また、この規則の変更にあたり、この規則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力発生日について、あらかじめ告知を行い、当社ホームページに掲示するものとします。
 - この規則に定めのない旅客の運送等に関する事項については、当社の旅客営業規則等に定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- 「当社線」とは、当社の鉄道線および軌道線をいいます。
- 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）TypeA/B を活用した EMV コンタクトレス決済をいいます。
- 「携帯情報端末」とは、インターネット接続に対応したスマートフォン等の機器をいいます。
- 「決済媒体」とは、EMV コンタクトレス決済で、第6号に定める対応改札機において認証することができるクレジットカード・デビットカード・プリペイドカードおよびカード機能を搭載する携帯情報端末をいいます。
- 「都度利用」とは、決済媒体を使用して運賃を収受するタッチ決済乗車をいいます。
- 「対応改札機」とは、決済媒体から情報を読み取るための機器をいいます。

- (7)「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者、およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者をいいます。
- (8)「旅客営業規則」とは、当社が旅客との運送契約に適用する条件を定めた運送約款をいいます。
- (9)「他社線」とは、当社以外の鉄道事業者の路線をいいます。
- (10)「相互利用社局」とは、当社と都度利用について共通の決済システムを用い相互に旅客運送を行う鉄道事業者をいいます。
- (11)「相互利用社局線」とは、相互利用社局の路線をいいます。

(制限または停止)

- 第4条** 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは都度利用の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限または停止をすることがあります。
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を当社ホームページ、販売サイトおよび関係駅に掲示するものとします。
 - 3 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

(利用履歴の確認)

- 第5条** 旅客は、タッチ決済乗車サービス提携事業者の QUADRAC 株式会社が管理するウェブサイトにて会員登録をすることで、都度利用による乗車日、利用区間、乗車運賃等を確認することができます。
- 2 前項の確認は、当該ウェブサイト等にアクセスした日から最大 365 日前の乗車分まで行うことができます。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

(決済方法および決済手段)

- 第6条** 都度利用による旅客運賃の決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行者の定めるところによります。
- 2 都度利用における乗車および決済可能なブランドは、VISA、Mastercard[®]、JCB、American Express、Discover、Diners Club、銀聯とし、当社で決済ができるカードに限ります。
ただし、カード機能を搭載する携帯情報端末による乗車および決済可能なブランドは、VISA、Mastercard[®]、JCB、American Express、Discover とします。
 - 3 都度利用により発生した運賃は、当該発行者が当社に立替払いをするものとします。
 - 4 前項の立替払いにより、発行者は都度利用した旅客に対して求償債権を取得するものとします。
 - 5 都度利用により発生した運賃債権は、1日単位で集計するものとします。なお、発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとします。

(免責事項)

- 第7条** 決済媒体において、発行者に起因する旅客の損害または発行者のサービス機能にかかわる旅客の損害等について、当社はその責めを負いません。
- 2 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等について、当社はその責めを負いません。
- 3 旅客が、携帯情報端末の決済媒体を使用するために、利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等に起因する損害等について、当社はその責めを負いません。
- 4 携帯情報端末の決済媒体利用における通信費用等は、旅客が負担するものとします。

(旅客の同意)

- 第8条** 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

第2編 旅客営業

第1章 通 則

(契約の成立時期および適用規定)

- 第9条** 都度利用に関する旅客との運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合をのぞき、入場または乗車時に対応改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立します。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(目的および使用方法)

- 第10条** 都度利用は、決済媒体による駅相互間の乗車に使用することを目的とし、使用方法は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 同一の決済媒体により、入場駅および出場駅において対応改札機で情報を読み取り、入場および出場し乗車処理を行なわなければなりません。ただし、こどもの国線では入場または出場時の改札を省略することがあります。また、世田谷線では入場または乗車時の対応改札機による乗車処理のみ行います。
- (2) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することができません。
- (3) 旅客の所持する決済媒体の不具合や携帯情報端末の充電切れ、通信障害等により第1号に規定する乗車処理ができない場合、都度利用は無効として取扱います。
- (4) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取扱います。なお、決済媒体の紛失に対し、当社は責めを負いません。

(取扱区間)

- 第 11 条** 当社において都度利用により乗車できる区間は、全線の各駅相互間とします。
- 2 当社と相互利用社局線の対応改札機設置駅相互間の都度利用については、第 24 条の規定によります。

(制限事項)

- 第 12 条** 都度利用による乗車において、次に掲げる使用はできないものとします。
- (1) 1 回の乗車につき複数の決済媒体（カードと当該カード情報を紐づけた携帯情報端末等を含みます。）を同時に使用すること。
 - (2) 当社線の改札を出場することなく他社線へ連続乗車した場合。ただし、相互利用社局線については、この限りではありません。
 - (3) 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
 - (4) 決済媒体と他の乗車券等を併用すること。
 - (5) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
 - (6) 決済媒体の有効期限終了、利用可能額超過等のため発行者より使用制限または使用停止の措置を受け使用できない状態になったとき。
 - (7) 決済媒体に登録された名義人以外が使用したとき。

第 2 章 運 賃

(運賃)

- 第 13 条** 都度利用で乗車した場合に適用する運賃は、旅客営業規則第 73 条（旅客の区分およびその旅客運賃・料金）に定める大人に限るものとし、同規則第 77 条（普通旅客運賃制度）の各項、第 78 条（普通旅客運賃）の各項（第 4 項ただし書きをのぞきます。）に定める大人普通旅客運賃により、原則として入場駅・出場駅間の実際に乗車する経路および発着順序により計算します。
- 2 乗車経路の一部もしくは全部が複乗となる場合は、旅客営業規則第 68 条第 2 項に定める計算により運賃を収受します。
- 3 旅客は、旅客営業規則および他の規程に定める割引条件に該当する場合であっても、都度利用で乗車した場合は旅客運賃の割引を請求することはできません。

(運賃計算の特例)

- 第 14 条** 第 13 条第 1 項の規定に関わらず、旅客営業規則第 70 条に掲げる図の太線区間内を発または着、もしくは通過する場合は、太線区間内の最も短いキロ程によって計算します。ただし、乗車経路が 1 周となる場合、または 1 周を超える場合は、旅客営業規則第 70 条ただし書きに定める計算による運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとします。

(割引機能を利用した運賃)

第 15 条 当社は、都度利用において対象期間や適用区間等、特別の条件を別途定めて割引運賃を適用することがあります。

第 3 章 効 力

(効力)

第 16 条 都度利用による乗車の効力は、第 10 条の規定により次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 片道 1 回の乗車に限り有効とします。
- (2) 1 つの決済媒体につき、同時に 1 人のみ入場処理を行うことができます。
- (3) 入場処理された決済媒体で出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできません。
- (4) 入場処理を行った当日限り有効とします。
- (5) 途中下車の取扱いをしません。

(複数経路の選択乗車)

第 17 条 都度利用による乗車が、旅客営業規則第 157 条に掲げる区間を通過または同区間内相互となる場合は、重複しない限り経路を選択することができます。

(無効となる場合)

第 18 条 旅客が次の各号に該当するときは、当該都度利用を無効として取扱い、当該旅客の乗車駅からの乗車区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する増運賃とをあわせて収受します。

- (1) 決済媒体を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機による改札を受けずに乗車したとき。
 - (3) この規則の定めに基づかず使用した場合。
 - (4) その他不正乗車の手段として使用した場合。
- 2 偽造、変造または不正に作成された決済媒体を使用した場合は、前項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 19 条 前条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第 266 条（乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方）の規定を準用して計算します。

第4章 特殊扱い

(同一駅で出場する場合の取扱い)

- 第20条** 旅客は、決済媒体により入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに入場駅まで往復して出場する場合は、実際の乗車区間に対して旅客営業規則に定める大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。
- 2 決済媒体を使用して入場後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、旅客営業規則に定める当該駅の入場料金を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

(入場処理未了時の取扱い)

- 第21条** 旅客は、都度利用時に入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、第18条第1項に規定する運賃・増運賃を現金等の方法により支払うものとします。なお、乗車駅が不明な場合は第19条の規定によります。ただし、旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客の申し出による乗車駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとします。この場合、当該決済媒体に入場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払うものとします。

(出場処理未了時の取扱い)

- 第22条** 旅客は、都度利用時に出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、当該媒体に記録された入場駅からの最遠区間に対して、第18条第1項に規定する運賃・増運賃を現金等の方法により支払い、発駅情報の消去処理を受けるものとします。ただし、旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客の申し出による乗車区間に対する出場処理を行うものとします。この場合、当該決済媒体に出場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けるものとします。

(運行不能時の取扱い)

- 第23条** 旅客は、決済媒体で入場後に列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができます。
- (1) 無賃送還
 - (2) 任意による旅行中止
- 2 前項第1号の取扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還することができます。この場合、入場駅において当該媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、発駅から下車駅までの普通旅客運賃を下車駅において当該決済媒体から収受します。

- 4 第1項第2号の取扱いを選択した旅客については、発駅から旅行中止駅までの普通旅客運賃を旅行中止駅において当該決済媒体から収受します。

第3編 他社線

第1章 通則

(他社線への都度利用および乗継ぐ場合の取扱い)

第24条 第3条第10号に規定する相互利用社線の路線の取扱区間内を連続して乗車する場合に限り、都度利用の取扱いを行います。

2 前項に定める相互利用社線は次の鉄道事業者をいいます。

- (1) 小田急電鉄株式会社
- (2) 株式会社小田急箱根
- (3) 京王電鉄株式会社
- (4) 京浜急行電鉄株式会社
- (5) 相模鉄道株式会社
- (6) 西武鉄道株式会社
- (7) 東京地下鉄株式会社
- (8) 東京都交通局
- (9) 東武鉄道株式会社
- (10) 横浜高速鉄道株式会社

3 第8条、第9条、第10条、第12条、第16条、第18条、第19条、第21条ならびに第22条の規定は、当社線と前項の相互利用社線とを連続して乗車するときに準用します。

(他社線内の取扱い)

第25条 当社線と前条に定める相互利用社線の取扱区間内を乗継いで乗車するときの相互利用社線内における都度利用の取扱いについては、当該鉄道事業者の定めるところによります。

(相互利用社線と乗継ぐ場合の運賃)

第26条 当社線と第24条に定める相互利用社線の取扱区間内を連続して乗車する場合の運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とします。

2 前項の規定に関わらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を計算することがあります。

3 相互利用社線が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該事業者がタッチ決済規則に定める割引運賃を適用します。

(相互利用社局線または相互利用社局線以外を乗継ぐ場合の効力)

第 27 条 相互利用社局線との接続駅において改札を受けることなく乗継ぐときの効力は、第 16 条の規定を準用します。

2 相互利用社局線以外の事業者の路線に、接続駅において改札を受けることなく乗継ぐときは、都度利用を無効とし次の各号により運賃を現金等の方法により支払い、決済媒体の処理を受けなければなりません。

(1) 旅客は、当該事業者との接続駅から実際の乗車区間に対する普通旅客運賃（鉄道バリアフリー料金が加算される場合は、これを含みます。）を現金等の方法により支払うものとします。

(2) 旅客は、相互利用社局線内の実際の乗車区間に対する普通旅客運賃（鉄道バリアフリー料金が加算される場合は、これを含みます。）を現金等の方法により支払うものとします。

(3) 前号に定める運賃支払いの際、入場時に使用した決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとします。

3 相互利用社局線に乗継ぐ場合であっても、対応改札機未設置駅において出場するときは、都度利用を無効とし次の各号により運賃を現金等の方法により支払い、決済媒体の処理を受けなければなりません。

(1) 旅客は、相互利用社局線内の実際の乗車区間に対する普通旅客運賃（鉄道バリアフリー料金が加算される場合は、これを含みます。）を現金等の方法により支払うものとします。

(2) 前号に定める運賃支払いの際、旅客は入場時に使用した決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとします。